

第4章 実現に向けた具体的な取り組み

第1節 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

1 権利擁護支援の中核となる機関の設置・運営

(1) 中核機関の設置・運営

西条市においては、これまで権利擁護業務について包括支援課及び社会福祉課を中心に実施してきた実績があるため、包括支援課及び社会福祉課を西条市における成年後見制度利用促進の中核機関と位置づけ、その業務の中立性・公平性の確保に留意しつつ、中核機関を運営します。

○中核機関における各課の役割

- ・包括支援課（包括支援係）：高齢者相談窓口、中核機関運営
- ・社会福祉課（障がい者福祉係）：障がい者相談窓口

中核機関の設置後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークや中核機関が担うべき具体的機能について関係機関等と協議し、既存の社会資源を有効に活用しながら役割分担についても検討します。

また、地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能の拡充をすすめていく上で必要に応じて、中核機関業務を専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人へ、その機能を委託することについても検討します。

(2) 利用者を中心とした「チーム」の形成

権利擁護支援が必要な利用者を中心として、利用者の身近な親族、ケアマネジャー、相談支援専門員、介護・障がい福祉サービス事業者、医療・福祉・地域の関係者等により「チーム」を形成し、本人の意思を尊重した支援を行います。

具体的には、高齢者支援における「担当者会」や「地域ケア個別会議」、障がい者支援における「個別支援会議」等のメンバーを「チーム」として効果的に活用し、必要に応じて権利擁護に関わる法律・福祉の専門職団体の協力支援も受けながら利用者の支援方針の検討を行います。

(3) 成年後見制度利用促進連絡会（仮称）の設置

西条市において法律・福祉の専門職団体や関係機関の協力・連携強化のため成年後見制度利用促進連絡会を設置します。

成年後見制度利用促進連絡会では、各関係機関の成年後見制度にかかわる取り組みや課題の報告及び協議・検討を行い、情報共有に努め、また家庭裁判所の協力支援を受けながら運営していきます。また、中核機関の事業報告の確認や事業への

助言を行い、西条市の成年後見制度の利用促進を図ります。

加えて、高齢者や障がい者等の権利と財産を守る観点から、成年後見制度利用促進連絡会を、消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会として位置づけ、高齢者や障がい者等の消費者被害防止にも一体的に取り組みます。

第2節 成年後見制度の広報・啓発活動の強化

成年後見制度は、判断能力が不十分な人の財産や生活を守る重要な制度であるものの、その利用方法や、内容についてあまり理解が進んでおらず、市民に身近な制度とはいえ現状があります。そのため、パンフレットの作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が地域において活発に行われるよう、関係機関と相互に連携するよう努めます。

1 市民へ向けた広報・啓発活動

市民を対象とした成年後見制度の普及・啓発に関する講座等の開催や西条市ホームページに成年後見制度の利用に関するページを掲載する等、成年後見制度のイメージアップにつながるよう検討し、市民へ向けた広報・啓発活動を強化します。

2 関係者へ向けた広報・啓発活動

判断能力が不十分な人に接する機会が多い介護保険サービス関係者、相談支援専門員、民生委員、金融機関職員、西条市窓口職員等には、早期発見・支援につなげるための役割が期待されています。関係者に制度の理解を深めてもらい、制度の利用が必要と見込まれる人を発見した場合には、相談窓口を紹介する等、相談機関のパイプ役として活躍していただけるように、関係者を対象に成年後見制度を活用した支援に関する研修会の開催等、関係機関との連携体制を構築できるよう広報・啓発活動に取り組みます。